

土地に関する権利の申告・届出

土地区画整理事業を進める上で、施行者（幸手市）は、地区内の土地権利の実態を正確に把握し、事業を進めていく事になります。土地権利の実態の把握に当たっては、土地登記簿を基本に調査を行いますが、それだけでは未登記権利の把握ができません。

未登記権利について心当たりのある方は、申告・届出を行いますようお願いいたします。

なお、もしこの申告がない場合は、当事業を進めるに当たって、権利のないものとして取り扱われ、施行者から権利者に宛てたお知らせ等が届かないだけでなく、内容によっては、各種行政処分が行われなくなることになりますのでご注意ください。

※ 申告した内容に移転、変更または消滅があった場合は、その旨を施行者まで届出していたくことになりますので、ご協力をお願いいたします。

(1) 借地権の申告

●対象者 **未登記の借地権をお持ちの方**

●申告を行うと

1. 仮換地指定、換地処分などの各種行政処分が行われることになります。
2. 土地区画整理審議会（※P 7 参照）委員選挙の名簿に登載され、投票や立候補をすることができます。

●提出書類

1. 借地権申告書※
2. 申告書に押印した印鑑の印鑑登録証明書

(2) 代表者選任通知

●対象者 **1つの土地を複数人で共有している方**

●通知をすると

複数人の中から代表者を決めて通知をすると、土地区画整理審議会委員選挙の名簿に登載され、投票や立候補をすることができます。なお、代表者選任通知を提出されない場合は、その権利を失うこととなります。

●提出書類

1. 代表者選任通知※
2. 通知に押印した印鑑の印鑑登録証明書

(3)相続の届出

●対象者 **相続した土地の登記名義人を変更していない方**

●届出をすると

土地区画整理審議会委員選挙の名簿に登載され、投票や立候補をすることができます。なお、相続の届出を提出されない場合は、その権利を失うこととなります。また、相続人が複数人いる場合は、併せて代表者選任通知の提出が必要となります。

●提出書類

1. 相続届出書※
2. 相続を証する書類
(被相続人及び相続人全員の戸籍謄本、遺言、遺産分割協議書など)
3. 届出に押印した印鑑の印鑑登録証明書

(4)その他の届出

●対象者 **売買などにより土地の所有権を移転された方**

●届出をすると

全ての新しい土地所有者に対して平等に迅速な情報の伝達を行うことができます。

●提出書類

1. 所有権移転届出書※
2. 土地登記簿謄本

●対象者 **住所・氏名に変更があった方**

●届出をすると

土地区画整理事業における大事な通知などがスムーズに届きます。変更を届出されていない場合、発送物が届かなくなる可能性も出てきます。

●提出書類

1. 住所（氏名）変更届出書※
2. 住民票

※の書類についての様式はこのホームページ上の様式一覧からダウンロードできます。

● 申請期間 事業認可日より事業完了まで

(平成 23 年 3 月 23 日～換地処分の日まで)

● 申告・届出の注意点

(1)(2)(3)の申告書等への押印は、実印【印鑑登録証明書または印鑑証明の印】を使用し、印鑑登録証明書または印鑑証明書（法人）を添付してください。なお、この印鑑登録証明書または印鑑証明書（法人）は、発行してから3ヶ月以内のものを添付してください。